

# エントリー資格認定委員会規程

## 第1条〔趣 旨〕

本規程は、Ｊリーグ規約第8条の2第2項に基づき、公益社団法人日本プロサッカーリーグ（以下「Ｊリーグ」という）エントリー資格認定委員会（以下「認定委員会」という）の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

## 第2条〔組織および委員〕

- (1) 認定委員会は、次項に定める3名の委員をもって組織する。
- (2) 認定委員会の委員は、以下各号に定める委員候補者の中から1名ずつ、認定委員会の開催毎にチェアマンが選任するものとする。
  - ① 感染症に関する専門的知識を有する医師、大学教授、准教授およびこれらに準ずる学識経験者（以下「医事委員」という）
  - ② 弁護士資格を有する法務委員長および法務委員
  - ③ Ｊリーグ副理事長、専務理事および常勤理事
- (3) 認定委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置く。

## 第3条〔所管事項〕

認定委員会は、申請クラブの選手またはチームスタッフについて、以下各号に定める事情を斟酌し、「2021 明治安田生命Ｊ１・Ｊ２・Ｊ３リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）第13条第1項に定めるエントリーの可否を判断する。

- ① 新型コロナウイルス感染症に関する検査で陽性判定を受けた者への就業制限の解除について公的機関が定めた基準の充足状況
- ② 公式検査と別に実施した検査（行政検査を含む）の結果
- ③ その他認定委員会が認める特段の事情

## 第4条〔招 集〕

- (1) 認定委員会は、リーグ戦実施要項第13条の2第1項に定めるＪクラブからの申請（以下当該申請をしたＪクラブを「申請クラブ」という）を受けた場合に、直ちにチェアマンが招集する。
- (2) 認定委員会は、前各号の委員3名全ての出席がなければ審議を行いまたは決定をすることができない。当該審議は、電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。

## 第5条〔資料等の取扱い〕

- (1) 認定委員会は、申請クラブから提出される申請書に基づき審議を行う。
- (2) 認定委員会は、必要と認める場合、申請クラブに対して審議に必要な資料の提出を

求め、または直接聴聞の機会を設けることができる。

#### 第6条〔言語〕

- (1) 認定委員会の手続きおよび書面における言語は、日本語を使用するものとする。
- (2) 申請クラブが外国語を使用する場合、日本語の訳文を添付しなければならない。

#### 第7条〔審議の非公開〕

認定委員会の審議は非公開とする。ただし、認定委員会が必要と認める場合、関係者の傍聴を許すことができる。

#### 第8条〔決定方法〕

- (1) 認定委員会の決定は、全委員の過半数をもって決する。ただし、医事委員の賛成がなければエントリーを可能とする決定を下すことはできない。
- (2) 前項の決定は、各委員の書面または電磁的記録による意思表示によることを妨げない。
- (3) 認定委員会の決定は、申請クラブからの申請がJリーグに到達してから2日以内に行われることを原則とする。ただし、決定が遅延した場合であっても、当該遅延についてJリーグおよび認定委員会は責任を負わない。

#### 第9条〔決定の通知〕

認定委員会は、エントリー可否の決定について、直ちに申請クラブに書面または電磁的方法により通知するものとする。通知には以下の項目を含むものとする。

- ① 当該選手またはチームスタッフのエントリーの可否
- ② 前号の判断理由

#### 第10条〔決定の公表〕

前条に定める認定委員会の決定内容は、公表しない。ただし、全てのJクラブに限り、決定内容を通知するものとする。

#### 第11条〔決定の効果〕

認定委員会の決定はJリーグにおいて最終のものであり、不服申立等を行うことはできない。

#### 第12条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

#### 第13条〔施行〕

本規程は、2020年6月23日から施行する。

〔改正〕

2021年1月1日

2021年1月28日